

7.2 巻末資料－2 トンネル定期点検について

定期点検は、最新の点検要領に基づき点検し、適切に対策を実施する。

(1) トンネル定期点検について

- 1) トンネル定期点検は、道路トンネルの変状・異常の把握および診断を行い、当該道路トンネルに必要な措置を特定するための情報を得て、安全で円滑な交通の確保や利用者への被害の防止を図るなど、道路トンネルに関わる維持管理を適切に行うための情報を得ることを目的として実施されている。(基本的に5年に1回の頻度で実施する。)
- 2) これまでの点検結果データからは、利用者被害につながる可能性のある損傷が複数報告されている。
- 3) 本手引きの利用により、トンネル覆工コンクリートの品質確保を達成していくことで、利用者被害防止の観点から、将来における判定区分ⅢおよびⅣなどの重大な劣化の発生を抑制する必要がある。

(2) トンネル定期点検が実施されている背景

- 1) 平成11年以降、覆工コンクリートの剥落事故が相次いで発生したことを受けて、平成14年4月より「トンネル定期点検要領(案)平成14年4月国土交通省道路局国道課」に基づき、道路トンネルの定期点検が開始されている。
- 2) 令和6年9月に「トンネル定期点検要領令和6年9月国土交通省道路局国道・防災課」が策定されており、以降はこれに基づいた点検が実施されている。

(3) 過去に発生したトンネルでの事故例

- 1) 平成11年1月 国道5号忍路トンネルコンクリート剥落事故
- 2) 平成11年6月 J R山陽新幹線福岡トンネルコンクリート剥落事故
- 3) 平成24年8月 東北自動車道(上り)坂梨トンネル事故(内装板の落下)
- 4) 平成24年12月 中央自動車道(上り)笹子トンネル事故(天井版の落下)

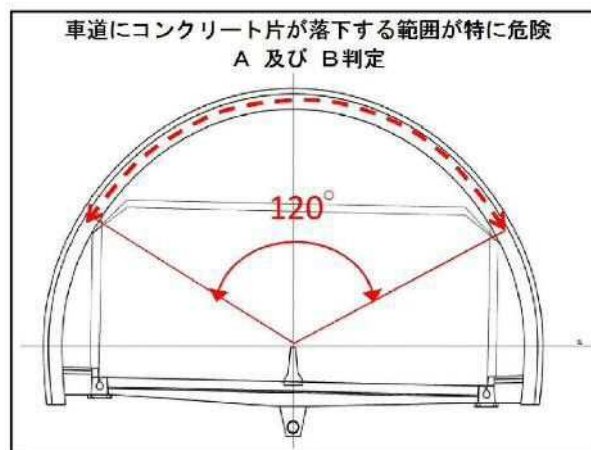


図 7.2.1 トンネルにおいて利用者被害が懸念される範囲⁷⁾

(4) トンネル定期点検における判定区分

- 1) 表7.2.1に、「トンネル定期点検要領令和6年9月国土交通省道路局国道・防災課」における判定区分とその定義を示す。

表 7.2.1 判定区分（トンネル定期点検要領令和6年9月）⁹⁾

区分		定 義
I		措置を必要としない状態。
II	II b	監視 ^{※1} を必要とする状態。
	II a	重点的な監視 ^{※2} を行い，予防保全の観点から計画的な対策を必要とする状態。
III		早期に措置を講じる必要がある状態。
IV ^{※3}		緊急に対策を講じる必要がある状態。

- 2) 判定区分 I～IVまでの定義については表-1の通りであるが、令和6年9月以前に実施した定期点検データの分析を行う場合などもあることから、「トンネル定期点検要領令和6年9月国土交通省道路局国道・防災課」（本要領）と、「トンネル定期点検要領（案）平成14年4月国土交通省道路局国道課」および「道路トンネル維持管理便覧平成5年11月」（便覧等）による判定区分の対比を表7.2.2に示す。

表 7.2.2 R6.9 定期点検要領と便覧等の判定区分の対比

本要領 判定区分 (5区分)	便覧等	
	点検結果判定 (3区分)	調査結果判定 (4区分)
I：健全	S（変状無，軽微）	—
II b：予防保全段階	B（変状あり：危険性低，要調査）	B（軽微：要監視）
II a：予防保全段階		A（変状あり：重点的監視，計画的に対策）
III：早期措置段階		2 A（変状あり：早期に対策）
IV：緊急措置段階	A（変状大：危険性高，要 応急対策，要調査）	3 A（変状大：直ちに対策）